

# 死亡届に伴う手続き

令和2年4月1日更新

★ 死亡届に伴う、その他の手続きの主なものは、次のとおりです。

★ 詳細は、それぞれの問合せ先にご確認願います。

枚方市役所 TEL 072(841)1221  
FAX 072(841)3039

種別	内容・方法	問合せ先	その他
死亡された方の戸籍証明	死亡届後戸籍に記載します。(1~2週間後) 死亡の記載ある戸籍は、本籍のある市役所に請求してください。	本籍地	本籍地に請求
住民登録の世帯主変更	世帯主死亡のとき、変更届が必要です。(二人世帯だった場合を除く。)	市民室・支所	本館1階・支所
国民健康保険(葬祭費)	必要書類 ①国民健康保険証 ②葬祭執行人の認印 ③会葬礼状または葬儀費用の領収書等葬祭執行人が確認できる書類 ④死亡診断書を作成された医療機関名と所在地が確認できる書類 ⑤振込先の銀行口座(葬祭執行人名義)がわかるもの	国民健康保険室	別館2階
後期高齢者医療(75歳以上)(葬祭費)	必要書類 ①後期高齢者医療被保険者証 ②葬祭執行者(申請者)の印鑑 ③葬祭執行者(申請者)の口座情報がわかるもの ④葬儀の領収書(葬祭執行者名がフルネームで記載されたもの)	国民健康保険室 後期高齢者医療担当	別館2階
国民年金	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・受給権者未支給金等	年金児童手当課	別館2階
介護保険	◎介護認定を受けていない・・・被保険者証返還 ◎介護認定を受けている・・・介護保険課へ	地域健康福祉室 長寿・介護保険担当	別館2階
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	・受給者が死亡した場合は、死亡の翌日から15日以内に新たな養育者からの新規申請が必要です。 ・児童が死亡した場合は、資格喪失や減額の手続きが必要です。 (注)手続きが遅れると、手当の不支給や返還金が発生する場合があります。	年金児童手当課	別館2階
こども医療 障害者医療 ひとり親医療 老人医療	◎医療証返還の手続きが必要です。 ◎他府県で受診した場合は、払い戻し手続きが必要です。 ◎ひとり親家庭になられた場合、ひとり親家庭医療費助成を受給できることがあります。	医療助成課	別館2階
市・府民税	相続人代表者の届出をして下さい。	市民税課	本館2階
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の返還をお願いします。申請者の印鑑が必要です。その他各種手当やサービス等を受けておられた方は届出が必要です。	地域健康福祉室 障害福祉担当	別館1階
復氏届	配偶者の死亡後、旧姓に戻りたいとき		
姻族関係終了届	配偶者の死亡後、配偶者の親族との親族関係を終了させたいとき		
死亡届記載事項証明	遺族年金や簡易保険等の手続き時。 ※簡易保険の場合は、受取人からの請求に限ります。証書の提示が必要です。	市民室戸籍担当 支所	死亡届出の市町村または本籍地
埋・火葬許可証	死亡届時に交付された埋・火葬許可証は、埋・火葬時に証明が記載されません。納骨等に必要ですので大切に保管して下さい。		死亡届出の市町村
農地もしくは森林を相続した時	相続により農地もしくは森林の権利を取得した方は、農地もしくは森林の所在地の農業委員会に届出をして下さい。	農業委員会 事務局	別館3階
火葬証明書の再発行	火葬をした火葬場にお問い合わせ下さい。本市火葬場の場合は、平成20年5月以後の火葬については「やすらぎの杜」、それ以前については市民室総務グループまでお問い合わせ下さい。	火葬場	
改葬許可証	墓地、納骨場所を移す場合に必要です。	市民室総務担当	現在の墓地を管轄する役所

## <その他>

相続税	税務署(10か月以内に相続税の申告)	
厚生年金・共済年金	年金事務所及び共済組合	072-846-5011
健康保険(社会保険)	保険者	
生命保険	保険会社	
預貯金・株・証券等	預貯金先・取引先	
不動産	大阪法務局 枚方出張所	072-841-2524